

## 中間報告 議会改革推進特別委員会

ただ今より、議会改革推進特別委員会の中間報告を申し上げます。

近年、少子高齢化に伴う社会情勢の変化や国や地方を通じての財政の悪化など、地方公共団体を取り巻く情勢は大きく変化をしています。このような社会情勢と地方分権に即応した地方議会のあり方を求める動きが全国的にも広がっていることから、本市議会においても、これらに対応する議会のあり方を明らかにし、議会改革を行ってきたところでもあります。しかし、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症など、社会情勢はこれまで以上に大きく変動しており、その変動に対応していくため、議会改革を更に推進する必要性があることから本委員会が設置されました。本年度は、6月18日の委員会を皮切りに、本日まで10回の委員会を開催し、「更なる議会の活性化と市民に分かりやすい開かれた議会の実現」を大きな目標に取り組んでまいりました。その中でも「議場の改修」については、より使いやすく、傍聴者にとっても分かりやすい議場を整備することを念頭に置きながら、特に音響機器の更新が喫緊の問題となっているため、議場の整備方針の決定を最優先課題として取り組んできたものであります。

それでは、本委員会の活動について順次ご報告申し上げます。

はじめに、6月18日の委員会では、本委員会の調査研究事項等について確認を行い、開催日の設定については毎月の常任委員会の開催日に併せて本委員会を開催することとし、議事運営部分の調査研究については、本委員会と議会運営委員会の所管事項が重複する可能性があることについて、両委員会に係る所管事項の区分けは行わず、本委員会の判断で改革を必要とする事項について調査研究を行うこととなりました。

また、協議の進め方として、各会派から検討項目を抽出し、その中から委員会として検討する項目を選択することとし、検討項目の分類について協議のうえ、次回の会議において改めて各会派からの提案を受けることとなりました。

続きまして、7月16日の委員会では、はじめに各会派から改めて検討項目の提案を受け、議会基本条例の検証など40項目が提案された検討項目一覧が委員会として了承されるとともに検討項目として決定されました。

次に、今年度に取り組むべき検討項目について協議を行い、議場の設備については向こう2年以内に音響機器を更新しなければならない状況にあることから、議場の改修についての整備方針の決定を最優先課題とし、その後これまでの

改革の検証を中心とした項目に取り組むことが決定されました。

また、各会派から提案された検討項目のうち、重複している項目を優先して協議することを決定いたしました。

続きまして、8月20日の委員会では、検討項目として提案された検討項目一覧のうち、議場の改修についての11項目のほか、会議への飲料の持ち込みについて提案した会派より説明を受けたのち、委員間で協議を行いました。議場の改修については、モニターを設置してより傍聴者に分かりやすくすることや、議場のバリアフリー化、傍聴席の音響設備改善などを協議し、会議への飲料の持ち込みについては、議場への飲料の持ち込みを想定した協議を行い、それぞれの検討項目について各会派で再度内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

続きまして、9月10日の委員会では、議場の改修について、モニターを設置するとともに電子採決を導入し、議員席のバリアフリー化と傍聴者への分かりやすさを両立することについて提案があり、その実現のための方法について事務局で調査するとともに、各会派で再度内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

また、会議への飲料の持ち込みについては、持ち込みの方法や飲料の種類について協議がなされました。

さらに、子ども議会の開催、リモート会議の実施、政務活動費の管理、質問時間・回数の見直しについて協議がなされ、いずれも各会派で再度内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

続きまして、10月16日の委員会では、議場の改修について、電子採決を導入するとともに可能な限り大きなモニターを設置にして傍聴席からも見やすくすることや、傍聴席における聞こえづらさの解消のために質問席や答弁席へのマイクの増設について、議場改修の際に盛り込むことが決定されました。

また、会議への飲料の持ち込みについては、ペットボトルでの持ち込みを認めることや常識の範囲内であれば持ち込む飲料の種類は問わないこと、自席での発言の際の水差しは用意しないことが決定されました。

子ども議会の開催については、議員が主体的に事業に関わる形を模索したうえで改めて提案をすることとされました。

リモート会議については、委員会の終了後、試験的に実施し、その結果を踏まえて協議することとされました。

政務活動費の管理については、通帳管理や会計管理、収支報告書の作成等も、

これまでどおり議員が自ら行うことが再確認されました。

質問時間・回数の見直しについては、一般質問のあり方、議案質疑のあり方、予算・決算特別委員会の質問のあり方の3項目に分けて協議し、それぞれについて各会派で再度内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

議会基本条例・政治倫理条例の検証については、課題点の抽出を行い、次回会議にて協議することを決定いたしました。

続きまして、11月16日の委員会では、会議への飲料の持ち込みについて、対象とする会議の種類を本会議に限らず拡大するべきという提案がなされ、各会派で再度内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

リモート会議については、非常時等に利用する際には有用であるが、公式な会議で活用する場合には傍聴者の視聴環境の構築を要すると思われることから、次回会議にて再度協議することとなりました。

質問時間・回数の見直しについては、3月定例会における一般質問の実施や部長の再登板、質問時間の制限方法、議案質疑の回数制限の撤廃、予算・決算特別委員会の日程の延長について提案がなされ、それぞれ各会派で内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

議会基本条例・政治倫理条例の検証については、各会派から抽出された検討項目から、本委員会において協議する検討項目が決定されました。

続きまして、12月9日の委員会では、会議への飲料の持ち込みについて、公的な会議すべてに飲料を持ち込めるようにするべきと決定されました。

リモート会議については、前向きに導入するべきであるが、公式な会議をリモートで行う際の傍聴者への対応について他市等の状況を確認することとされました。

質問時間・回数の見直しについては、前月に引き続き3月定例会における一般質問の実施や質問時間の制限方法、議案質疑の回数制限の撤廃、予算・決算特別委員会の日程の延長などについて協議がなされ、それぞれ各会派で内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

議会基本条例・議員政治倫理条例の検証については、議員立法、請願・陳情の取扱い、条文の文言の整理、広聴の機会の活用について協議がなされ、それぞれ各会派で内容を精査し、次回会議で報告することとなりました。

各種規則等については、傍聴規則をはじめ各種規則を見直して必要な改善を図ることが決定されました。

続きまして、1月14日の委員会では、会議への飲料の持ち込みについて、こ

れまでの協議を踏まえた本委員会としての改革案を決定いたしました。

リモート会議においては、先進他市の傍聴対応の状況を踏まえ、今後も継続的に研究をしていくこととされました。

質問時間・回数の見直しについては、質問と質疑の違いについて改めて確認したうえで他市の状況を調査することとし、一般質問や議案質疑において答弁漏れがあった場合は、議長からの指摘を行うことなどが協議されました。

また、議員立法について、現状においても議員定数の1/2分の1以上、すなわち本市議会では3人以上の議員の賛成を得れば議案提出することができるという周知を図ることや、陳情について議会運営委員会での取り扱い方の変更について、議会基本条例の前文の整理について、常任委員会等における広聴の機会の確保について、傍聴規則における傍聴者の喫飲を認めるための文言修正のことについて協議がなされました。

さらに、次回の会議において事務局のあり方に対する提案項目について協議することが決定されました。

続きまして、2月4日の委員会では、3月定例会における一般質問の実施について、他市の状況を踏まえたうえで引き続き次年度において協議を継続することと決定いたしました。

また、質問時、答弁を除く議員の質問のみを制限時間とすることによる効果と影響、議案質疑における回数制限の緩和について協議がなされ、その結論については正副委員長に一任され、陳情の取扱いについては本委員会としての改革案を作成することとされました。

議会基本条例の見直しについて、前文の文言の整理を行った上で、協議は引き続き実施しつつ、来年度において条文を1条ずつ検証していくことが決定されました。

さらに、傍聴規則を変更して傍聴者の喫飲を認めることについて、本委員会としての改革案を決定いたしました。

事務局のあり方の検討事項として、議会事務局の業務を検証し、会派担当者制や行政視察業務への関わり方などが協議されました。

最後に、3月2日の委員会では、陳情の取扱いについて、その提出者が請願と同様の取扱いを希望することが想定されることから、議会運営委員会において従前よりも重きを置いた対応とすることについて、本委員会としての改革案を決定いたしました。

また、質問時間に答弁時間を含めるか否かについて及び議案質疑のあり方について、現状が最良であるという認識を持つことなく、必要に応じた改善を念頭

に置きつつも現状維持とすることが確認されました。

さらに、中間報告についての内容確認を行ったほか、事務局のあり方として、議会事務局の業務の検証を行ったところであります。

以上、令和2年度における議会改革推進特別委員会の活動状況と検討結果についてご報告申し上げ、中間報告とさせていただきます。